

- 01 民法715条の使用者責任を代位責任と考える見解では、被害者に損害を賠償した使用者は被用者に当然に求償ができ、逆に被用者が損害を賠償して使用者に求償することはできない。
- 02 使用者責任の要件としての指揮監督関係は、雇用契約に基づかなくてもよいが、使用者が違法な行為を命令する場合は、719条2項の問題であって715条は適用されない。
- 03 Y社では、休日に従業員が作業場や一定の機械を使用することを黙認していたが、勤務時間外とする扱いをしていた場合において、休日の作業場の使用の際に従業員Aのミスで従業員Xが負傷したとしても、Xは勤務時間外であることを承知しているのでYの責任を追及できない。
- 04 ある会社の廃液が損害発生の原因となったが、具体的な廃液漏出者と加害行為を特定できない場合には、被害者がその会社の責任を追及することはできない。
- 05 715条によれば、使用者は、自己に過失がないこと、または、選任監督の過失と結果の間に因果関係がないことを立証すれば責任を免れるが、現実にはこのような免責立証は認められず、国家賠償法1条ではそもそも免責規定がない。
- 06 公権力の行使を伴う職務執行に際して加害行為をした公務員個人に対しては、被害者は不法行為責任を追及することができない。また、国または公共団体が被害者に損害を賠償してもその公務員に求償できない。
- 07 民法717条の土地工作物の瑕疵とは、合理的な工作物占有者ならその物の安全性について尽くしたであろう注意を尽くしていなかったために、工作物が安全性を欠いた物理的欠陥を有することを言う。
- 08 民法717条の責任は、瑕疵ある土地工作物の占有者については、(広義の)過失について立証責任が転換された中間責任であるが、所有者については、補充的な無過失責任である。同条により損害賠償請求する者は、まず、工作物の占有者を相手にして賠償請求をしなければならない。
- 09 震度2程度の地震でも倒壊するおそれのあったブロック塀が、震度8の地震で倒壊した場合、この倒壊は不可抗力によるものだから、工作物占有者は、717条1項の責任を負わない。
- 10 借地権を有する土地に建物を建てた者が、建物(および地上権)を他人に譲渡し引渡しも済んでいれば、移転登記が未了であっても、譲渡後に、建物の瓦が落下してケガをした者からの717条の責任追及を免れる。[やや難]
- 11 国家賠償法2条の営造物責任は、土地工作物に限定されないし、物的な瑕疵に限らない。たとえば、記録的な大雨で道路舗装が緩んで崩落の危険性が予測可能な場合、通行止め措置を取らなかったことを道路管理の瑕疵として、バスの転落事故につき責任を認めた裁判例がある。
- 12 自動車による人身事故の被害者は、運転者はもちろん、運転者とは別人の加害車両の所有者に対しても、因果関係のあるすべての損害の賠償を請求できる。自賠法が規定する強制保険は、もっぱら被害者の保護の実効性を確保するための制度であり、潜在的被害者を被保険者とする保険である。
- 13 製造物責任法に基づく損害賠償責任は、過失を要件とせず、通常有すべき安全性を欠くという意味の欠陥を要件とする責任である。医薬品の調査や成分自体には問題がなかったのに、使用説明書に誤記があった場合にも、その医薬品には欠陥がある。欠陥や、欠陥と損害の間の因果関係は法律上推定されないが、製造者は、不可抗力以外は免責されない。
- 14 製造物責任法の性格は、欠陥商品から消費者を保護する法律であり、責任を負う製造者には、実際の製造者のみならず、外国の商品を輸入した業者も含まれる。欠陥商品自体の価値低下分は売買契約上の責任等でカバーされるため、製造物責任法の対象となるのは、拡大損害である。
- 15 漁師が捕獲した天然の魚や農家が飼っているニワトリが産んだ卵は、製造物責任法に言う製造物ではない。
- 16 製造物責任法の定める消滅時効は、一般不法行為法上の消滅時効よりも短い。
- 17 他人から預かっていた犬が通行人に噛みついた場合、ケガをした被害者に賠償責任を負うのは、

- 犬の占有者である。土地工作物責任とは異なって、所有者は無過失責任を負わない。
- 18 蚊取り線香をつけたまま就寝したところ、線香が倒れて火災が発生して、借家も隣家も延焼した場合には、その者は、隣家所有者に対しては、燃えた家について損害賠償をしなくてもよいが、家主に対しては、燃えた借家について損害賠償をしなければならない。近時の有力な見解によれば、今日の立法論として見たとき、失火責任法は、法律の基礎となった理由が説得力を失っているため、廃止されるべきである。
- 19 加害者が複数いる場合、損害賠償請求訴訟を提起する被害者は、加害者全員を共同被告として訴えなければならない。加害者と目される全員を共同被告とする訴訟の場合、719条1項前段に基づいて請求するか、709条に基づいて請求するかは、原告の自由である。
- 20 719条1項前段に基づいて複数の加害者を共同被告として損害賠償請求訴訟を提起する被害者は、個々の被告の故意・過失を基礎づける具体的事実も、行為者各自の行為と権利侵害（または損害）の間の因果関係も、主張・立証しなければならない。共同不法行為を理由に損害賠償請求された共同被告は誰でも自らの責任無能力の抗弁を出すことができる。
- 21 719条1項前段に基づいて複数加害者を被告として損害賠償請求する場合、行為の客観的関連共同性が要件となり、加害者間の主観的な共謀は必要でない。
- 22 719条1項前段の共同不法行為だとされた場合には、複数の加害行為者は、連帯して、各自が、損害の全額について賠償責任を負い、連帯債務の規定がそのまま適用される。この場合、強い関連共同性と弱い関連共同性の二分論を支持する考え方によると、強い関連共同性が認められる場合には、寄与度減責は認められない。
- 23 加害者不明の場合には719条1項後段により因果関係が推定されるが、被告は自己の行為と結果の間に因果関係がないとか、全部の結果には責任を負わないとの寄与度減責の主張ができる。これに対して、実行行為をそそのかしたり、これに助力した者は、直接の加害行為者と同じの共同不法行為者と扱われるので、責任の限定はありえない。[応用]
- 24 被害者に対して損害を賠償した共同不法行為者の1人は、常に、他の共同不法行為者に応分の求償をすることができる。
- 25 名誉とは、人の社会的評価のことを言い、単なる名誉感情は名誉に含まれない。名誉回復のための適切な措置として認められているのは、謝罪広告、謝罪文の掲示や関係者への送付、訂正文掲載、勝訴判決の新聞掲載、被害者の反論の掲載などである。
- 26 名誉権と（名誉権以外の一般的な）人格権は法益を異にするが、両者は重なる部分もあり、一つの加害行為によって同時に侵害されることもある。そのため、事実を指摘する論評が人格権を侵害するとして損害賠償を請求された者は、①自分が指摘した事実が公共の利害にかかり、②事実の摘示が公益目的を有し、③その事実が真実であるか、真実でなかったとしても真実であると信じるについて相当の理由があることを主張・立証すれば、責任を負わない。[やや難]
- 27 不法行為一般を理由とする差止めは認められていないが、所有権を侵害された者は所有権侵害（またはそのおそれ）を理由として、健康を害された者は人格権の侵害（またはそのおそれ）を理由として、侵害行為の差止めを請求できる。大阪空港公害訴訟最高裁判決は、人格権侵害を理由とする差止めを認めた判決である。
- 28 環境権・景観権など内容が不明確で、実体法上も根拠のない権利の侵害を理由に、差止めはもとより、損害賠償を認めることもできない。
- 29 差止めを認めるかどうかを判断に際しては、一方で、被侵害法益の種類や侵害の程度、他方で、差止めの対象とされた行為のもつ公共性や公益性が、主として衡量される。
- 30 北方ジャーナル事件とは、著名な政治家の子の離婚問題を掲載しようとした雑誌記事の差止めが問題となった事件で、「人格権としての名誉権」を理由に雑誌販売の差止めが認められた。